

三島市外五ヶ市町箱根山組合専門委員等の報酬及び費用弁償に関する 条例

平成 8 年 3 月 27 日
〔条 例 第 2 号〕

改正 平成 9 年 10 月 24 日条例第 3 号

平成 19 年 3 月 28 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、三島市外五ヶ市町箱根山組合専門委員及び監査委員（以下「委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 委員等の報酬の額は、日額 9,000 円とする。

(費用弁償)

第 3 条 委員等が公務のため旅行したときは、専門委員については管理者に支給する旅費相当額を、監査委員については副管理者に支給する旅費相当額をそれぞれ費用弁償として支給する。

2 前項に定めるもののほか、委員等が職務を行ったときは、1 日につき 2,500 円を費用弁償として支給する。

(支給方法)

第 4 条 この条例に定めるものを除くほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、組合の職員に支給する給与及び旅費の例による。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年条例第 3 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。